

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019 年（平成 31 年）4 月 2 日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグひまわりグラン松永

所在地 福山市松永町六丁目 185-6 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時間 午前 9 時 00 分

閉店時間 午後 10 時 00 分

(変更後)

開店時刻 午前 9 時 00 分

閉店時刻 午後 11 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

(変更後)

午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分

3 変更する年月日

2019 年（平成 31 年）4 月 21 日

4 変更する理由

来客の利便性に配慮するため

5 届出年月日

2019 年（平成 31 年）3 月 20 日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2019 年（平成 31 年）4 月 2 日から 2019 年（平成 31 年）8 月 2 日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年（平成31年）8月2日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課